

2020 年度刑訴期末試験解答

設問 1

(1) 前記事実によれば、被疑者は令和 2 年 5 月 5 日に取調べを受けた後、捜査官が用意したホテルに宿泊し、その後 5 月 10 日の間までのいずれの日も長時間にわたり捜査官に促されて取調べを受けていた。また、いずれの日も取り調べ後は、捜査官が同伴してホテルへ戻った。上記のような状況からすれば、被疑者は最初任意で同行して取り調べを受けていたこと、そして被疑者が住居不定で罪証隠滅のおそれがあったことを考えても、取り調べから任意で退出できる条件の下に置かれていなかったといえる。よってこの状況は実質的逮捕に該当しうる。原則としては逮捕後 72 時間以内に勾留を請求しなければならないが、本件において 5 日に実質的に逮捕し、13 日に勾留請求がなされたことから、法定の勾留期間を超えている。

本件被疑事実は、殺人であり、死体遺棄の現場が自宅から近かったことや、両犯罪の発生に時間的な間隔が短かったことを考慮すると、両事実とは密接に関連性を有している。同月 7 日の供述調書では、被疑者が死体遺棄に関与したことの自白について記述がされ、そして 10 日の調書には本件被疑事実である殺人についての記述がなされている。

しかし、取り調べを終えた後に勾留請求がなされた際における被疑事実は単に死体遺棄であった。実際では、この身体拘束も主に殺人の事実について行われたといえる。

(2) 逮捕手続きに違法がある場合、それに続く勾留請求が却下されるか否かが問題となる。刑訴法 206 条 2 項によると、逮捕後の時間制限を守らない場合には勾留請求を却下すべきであるとしている。よって本件では法定期間内に勾留請求がなされなかったことを理由に請求が認められない。

コメントの追加 [ゲユ1]: 何を問題としているのか、どのような規範で判断するのかをきちんと明示してください。

裁判例では、所与の前提となっていたとしても、皆さんの答案では理解度を問われているので、きちんと規範を立てて、あてはめてください。

コメントの追加 [ゲユ2]: いつの時点から逮捕に至っているかを認定しなければ、その後の議論につながりません。

このようなところを丁寧に論じてください。

コメントの追加 [ゲユ3]: 条文上の「その遅延がやむを得ない事由に基づく正当なもの」であるか否かを検討してください。

設問 2

(ア) ①その明示がなければ、訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるような事項について裁判所が訴因と異なる認定をする場合、訴因の変更が必要となる。さらに、②すでに明示された一般的に被告人の防御にとって重要な事項について、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要する。

本件において、X は、自ら覚せい剤を注射したのではなく Y に注射をさせたのであり、そして犯行時間が翌 16 日であったと主張している。訴因と X 本人の供述は犯行の時間と方法の二点が同じ構成要件内にありながらその内容が異なっている。犯行時間は、当該犯罪の特定に不可欠な事項で、変更せずに放置してしまうと対象となる犯罪を特定できないおそれがある。故に犯行時間の変更が、上記①の事項に該当する。そして犯行方法についてみると、他人に犯罪を実行させた行為と、自ら犯行に出た行為は性質上全く異にするものであり、②被告の防御に大きな影響を与える事項であるといえる。よって訴因を被告人の供述に合うように変更しなければならない。

(イ) 同一人が、異なるまたは同一の構成要件に該当する犯罪行為を複数回行った場合には、原則として、その回数に応じた複数の刑事責任が生ずることになる。覚せい剤を 1 回使用するにつき 1 罪が成立する。15 日と 16 日の両日にそれぞれ注射したのであれば、2 罪が成立することとなり、16 日の犯行につき別の訴えを提起しなければならない。

(ウ) 刑訴法 312 条において、裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、訴因の変更を行うことが可能である。そして公訴事実の同一性とは、二つの訴因の間に、基本的事実関係の同一性が認められることを指す。その有無の判断に当たっては、共通性を基準とするものと、それに加えて非両立性にも言及するものがある。元の訴因と被告人の供述では、犯行時間がそれぞれ異なるが、覚せい剤の使用行為を示す点では共通している。故に被告人の刑事責任追及の事実的ないし法律的理由として、そのいずれか一方しか存在しない又は成立し得ない場合に、基本的事実の同一性、すなわち、公訴事実の同一性が認められる。

コメントの追加 [ゲユ4]: 論旨がよくわかりません。詳細はゼミで解説しますが、ポイントを理解しているのかが読み取れません。

コメントの追加 [ゲユ5]: 日時の違いが大きいのので、本筋を外しています。

コメントの追加 [ゲユ6]: こちらはきちんと指摘できると思います。

コメントの追加 [ゲユ7]: 非両立を指摘するには、変更前と変更後使用行為が同一であることを指摘しなければなりません。この点についてはゼミで解説します。